

# 市県民税申告 巡回相談日程表

日程	松山地区	志布志地区	有明地区
2月13日(金)		志布志支所では期間中、1階会議室で常時申告相談を受け付けています。 (平日のみ) ※申告相談の初日、最終日、また月曜日は大変込み合いますので、余裕を持っておいでください。	川西地区公民館(野神・山重)
2月16日(月)			川西地区公民館(蓬原・原田)
2月17日(火)	尾野見地区公民館		
2月18日(水)	泰野地区公民館		
2月19日(木)	老人福祉センター		
2月20日(金)	老人福祉センター		
2月23日(月)	松山支所1F庁議室 (平日のみ)		伊崎田高齢者コミュニティセンター
2月24日(火)			本庁別館2F会議室C(通山校区)
2月25日(水)			本庁別館2F会議室C(有明校区)
2月26日(水)			本庁別館2F会議室C (平日のみ)
3月16日(月)			

※申告巡回相談を実施する日(黄色の期間中)は、職員が相談会場にいるため、市役所窓口での申告相談が受けられません。各地区の相談日程に合わせて、会場で申告を受けるようお願いいたします。

## ◆申告のときに持参していただくもの

- ①給与または公的年金を受給されている方は、給与支払報告書(源泉徴収票)、公的年金の源泉徴収票を必ず持参してください。
- ②平成26年1月から平成26年12月までの1年間に支払った金額の領収書等。医療費、雑損(災害・盗難等にあわれた方)、農業者年金、社会保険料、生命保険料、地震保険料及び旧長期損害保険料、必要経費などの領収書または証明書、帳簿類  
※営業、農業、不動産所得等は実際の収入金額(販売金額、家事消費の金額及び雑収入の金額)から必要経費を差し引く収支計算になりますので、収入明細(通帳等)、必要経費の領収書または関係帳簿類(証拠書類)を整理して、必ず持参してください。
- ③印鑑、通帳、身体障害者手帳(※障害者控除対象者認定書)、戦傷病者手帳等。  
※要介護認定を受けた方で、一定の要件に該当する方は、身体障害者に準ずる者等として控除を受けることができます。詳しくは福祉課(松山支所は市民課福祉係)までお問い合わせください。
- ④農作物出荷証明書、肉用牛売却証明書は、必ず提出してください。

## 県内すべての市町村が平成27年度から個人住民税特別徴収の一斉指定を実施します

### ◆個人住民税の特別徴収とは?

- 事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である従業員等に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を徴収(給与天引き)し、納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4及び市の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として全て特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。

### ◆特別徴収による納入方法

- 毎年5月に特別徴収義務者(事業主)あてに「特別徴収税額決定通知書」と「納入書」を送付しますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに納入していただきます。

### ◆特別徴収の例外

- 特別徴収を実施しない(自ら個人住民税を納付する)場合は、次の場合に限り認められます。
- 給与の支払期間が1月を超える期間によって定められている給与のみの方
- 外国航路を航行する船舶の乗組員で、1月以上乗船するため慣行として不定期の方 ■退職している方
- 総事業者数が(退職者を除いた合計)が2名以下の事業所 ■給与が少なく個人住民税額を引くことができない方
- 給与の支払が不定期又は通年の雇用でない方 ■他の事業所で特別徴収をする方

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

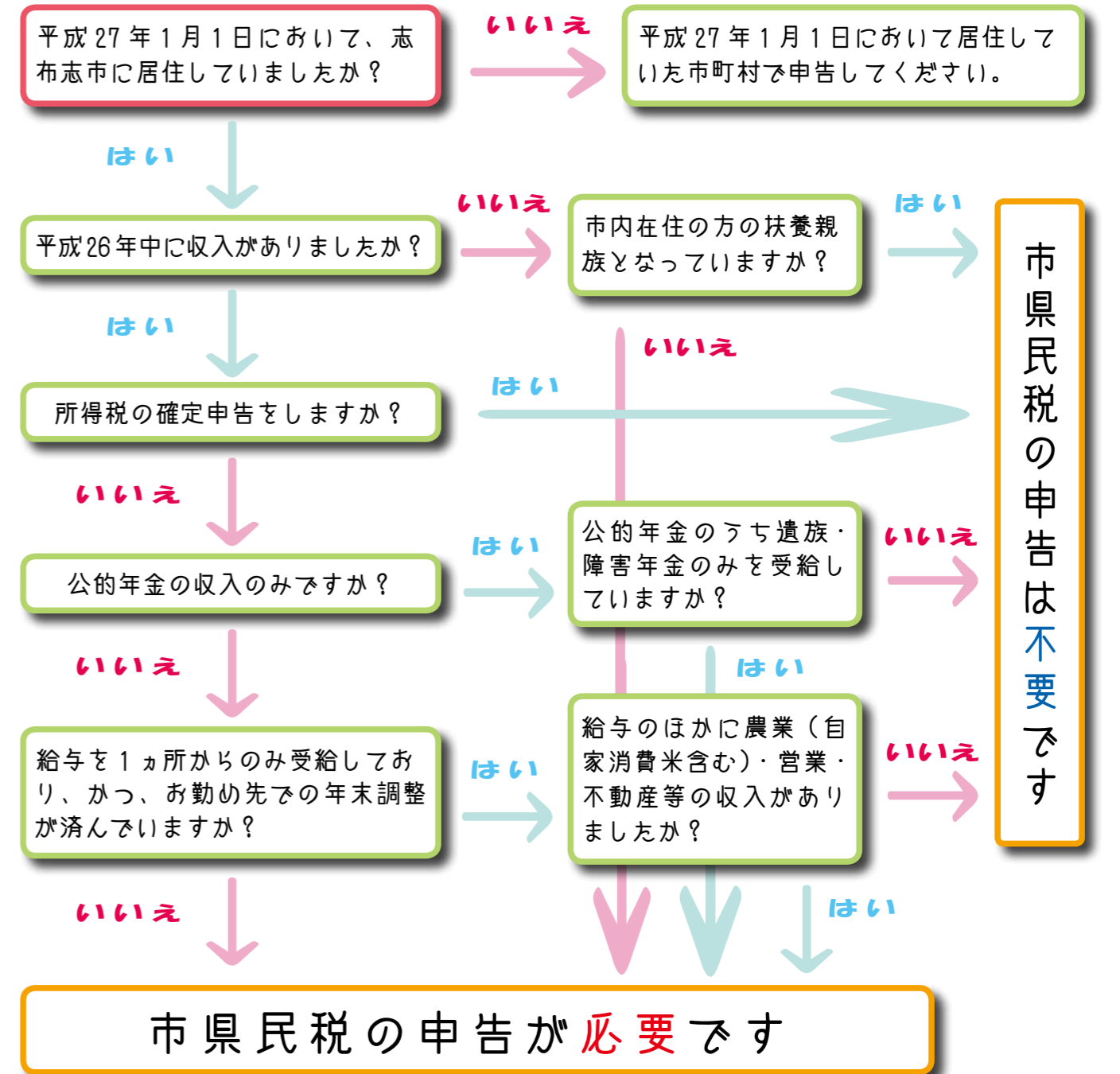
■市県民税の申告については志布志市役所 税務課 市民税係 TEL: 474-1111 (内線 142~146)までお問い合わせください。

# 市県民税の申告について

平成27年1月1日現在で志布志市に住所のある方は、平成26年中の所得状況を市に申告する必要があります。この申告は、市県民税だけでなく、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の課税資料になりますので、必ず申告してください(※申告書の関係書類は2月上旬に発送予定です)。

## ◆あなたの市県民税の申告が必要かどうか、下記の簡易フローチャートでお確かめください

### スタート



### ◆申告についてお願い

- 各申告会場では、混雑が予想されますので、みなさまのご協力をお願いします。
- 申告会場で経費等の振り分けを行うと、時間がかかることが予想されますので、申告をスムーズに行うために、ご来場の際は事前に経費の振り分けと、項目ごとの合計額の計算をお済ませくださいますようお願いいたします。経費等の振り分けがお済みでない場合、申告を受け付けられないことがあります。